

5 年 保 存

機 密 性 2

平成 26 年 4 月 1 日から 平成 31 年 3 月 31 日まで

基監発0401第10号

平成26年4月1日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局監督課長

(契 印 省 略)

関係通達の整備について

今般、平成26年4月1日付け基発0401第27号「監督指導時における一般労働条件の確保・改善に係る措置等について」が通知されたこと等に伴い、別添のとおり関係通達を整備することとしたので、了知の上、取扱いに遺憾なきを期されたい。

1 平成21年2月17日付け基監発第0217001号「当面の多店舗展開する小売業、飲食業等の店舗における管理監督者の範囲の適正化を図るための監督指導における措置等について」新旧対照表

改正後	現行
<p>1 (略)</p> <p>2 [Redacted]</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) [Redacted]</p> <p>[Redacted]</p> <p>[Redacted]</p> <p>[Redacted]</p> <p>[Redacted]</p> <p>(3)及び(4) (略)</p> <p>3ないし5 (略)</p> <p>別添1ないし3 (略)</p>	<p>1 (略)</p> <p>2 [Redacted]</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) [Redacted]</p> <p>[Redacted]</p> <p>[Redacted]</p> <p>[Redacted]</p> <p>[Redacted]</p> <p>(3)及び(4) (略)</p> <p>3ないし5 (略)</p> <p>別添1ないし3 (略)</p>

改正後

[Redacted text block]

[Redacted text block]

現行

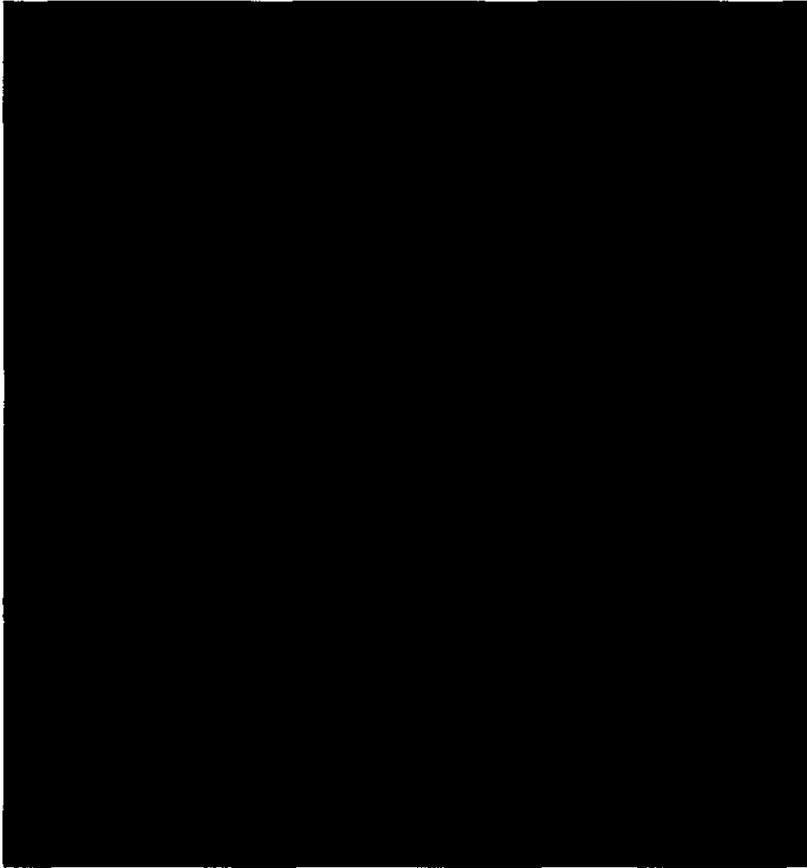
[Redacted text block]

[Redacted text block]

改正後	現行
<p>(1) (略)</p> <p>(2) 働き方・休み方改善コンサルタントの利用勧奨等 (略)</p> <p>なお、コンサルタントによる対応の結果については、平成23年4月1日付け基政発0401第1号「今後の労働時間等設定改善関係業務の運営に当たって留意すべき事項について」記の第5の1(4)に基づき、事業場の承諾が得られた場合、 労働基準監督署に情報提供されることとなっていること。</p> <p>(3) (略)</p> <p>4 (略)</p>	<p>(1) (略)</p> <p>(2) 働き方・休み方改善コンサルタントの利用勧奨等 (略)</p> <p>なお、コンサルタントによる対応の結果については、平成23年4月1日付け基政発0401第1号「今後の労働時間等設定改善関係業務の運営に当たって留意すべき事項について」記の第2の1(4)に基づき、事業場の承諾が得られた場合、 労働基準監督署に情報提供されることとなっていること。</p> <p>(3) (略)</p> <p>4 (略)</p>

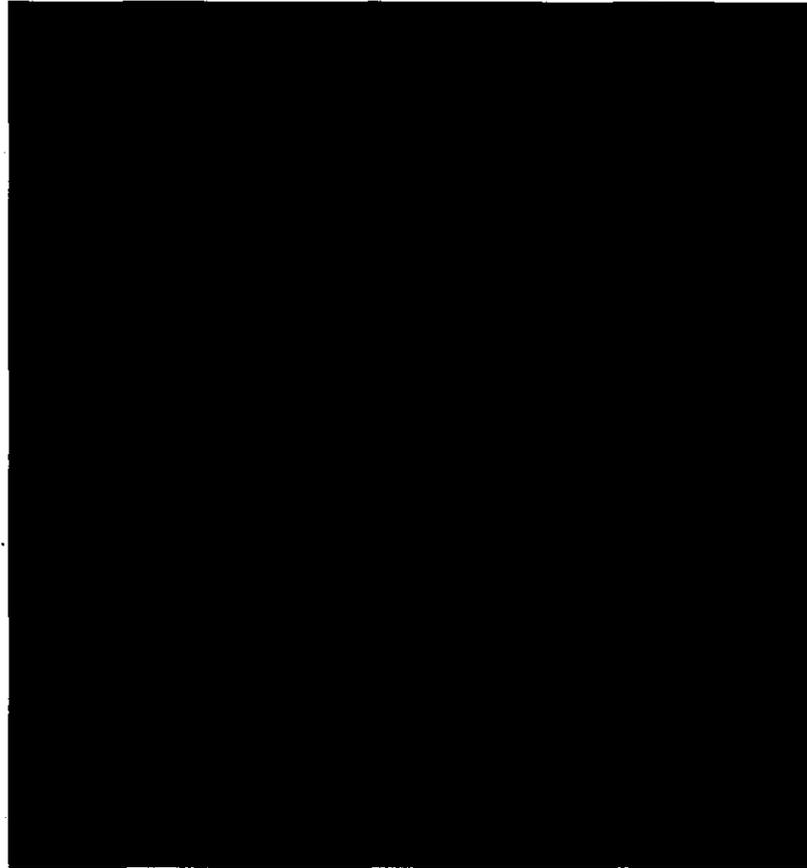
改正後

別紙

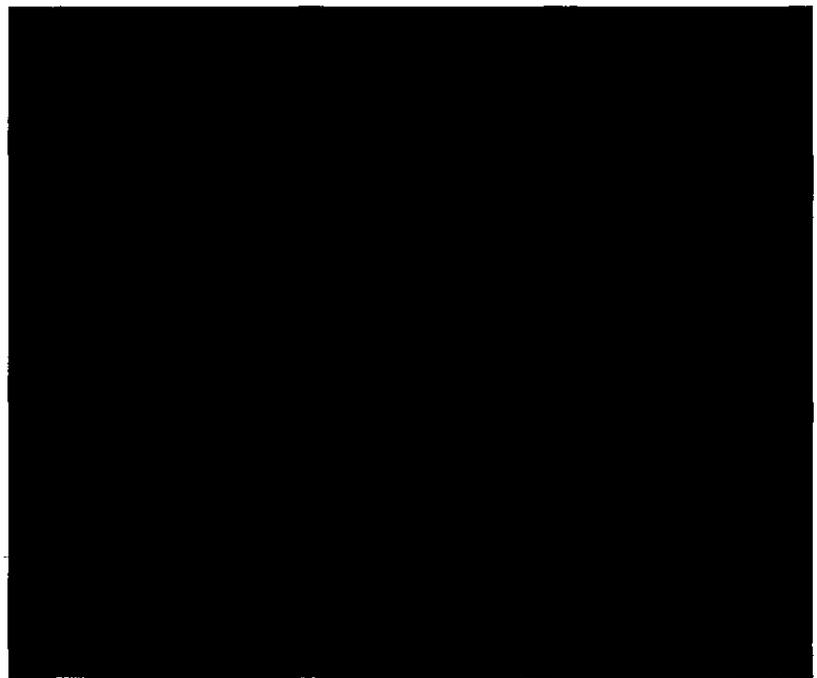


現行

別紙



改正後



現行

